

【都市計画マスタープラン】

頁	項目	修正内容	修正前	修正後
2	1.2「計画改定の背景と位置づけ」	文言整理	<p>こうした状況の中、本市においては、人口減少・少子高齢化などの課題解決に向けて、新たな市街地や東部丘陵地の整備、JR奈良線の複線化など、新たなまちづくりに向けて大きな転換期を迎えるとともに、まちの魅力発信やひとを呼び込むまちづくりの推進が重要となっています。</p>	<p>こうした状況の中、本市<u>で</u>においては、人口減少・少子高齢化など<u>をはじめとする様々な環境の変化に対応した持続可能なまちを構築するため、既存市街地の課題解決に向けて、新たな市街地や東部丘陵地における新たな土地利用などに加え</u>の整備、<u>JR奈良線の複線化など、新たなまちづくりに向けて大きな転換期を迎えるとともに、まちの魅力発信等による</u>やひとを呼び込む<u>ための</u>まちづくりの推進が重要となっています。</p>
43	4.1土地利用方針 (8)土地利用検討ゾーン 第1段落	土地利用検討ゾーンのゾーニングの目的を明確化するように、文言整理	<p>国道24号沿道をはじめとする、国道、府道、都市計画道路などの沿道、その他の産業振興や地域の創生などの政策的な取組が必要な地域においては、周辺環境への配慮と農林漁業などとの調整・連携を図りつつ、今後のまちづくりに必要となる、各地区に適した方策、計画的かつ適切な土地利用を検討し、具体化に向けた取組を推進します。</p>	<p><u>産業振興や雇用創出、地域創生などの推進に向けた新たな土地利用の誘導を図る地域として、</u>国道24号沿道をはじめとする、国道、府道、都市計画道路<u>などの沿道などを位置づけ、</u><u>その他の産業振興や地域の創生などの政策的な取組が必要と判断した</u>な地域においては、周辺環境への配慮と農林漁業などとの調整・連携を図りつつ、今後のまちづくりに必要となる、各<u>地域区</u>に適した方策、計画的かつ適切な土地利用を検討し、具体化に向けた取組を推進します。</p>
44	土地利用方針図	福祉ゾーンの設定		

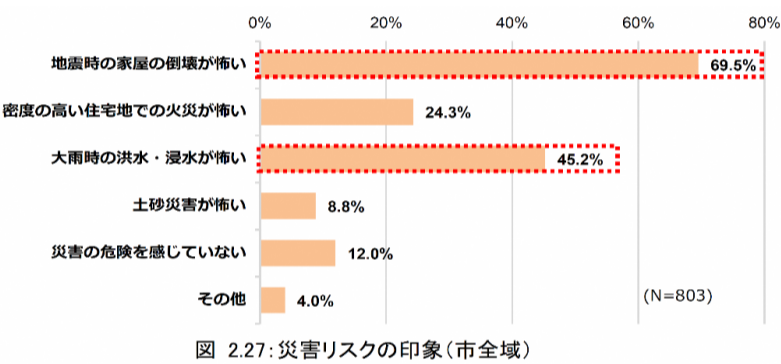
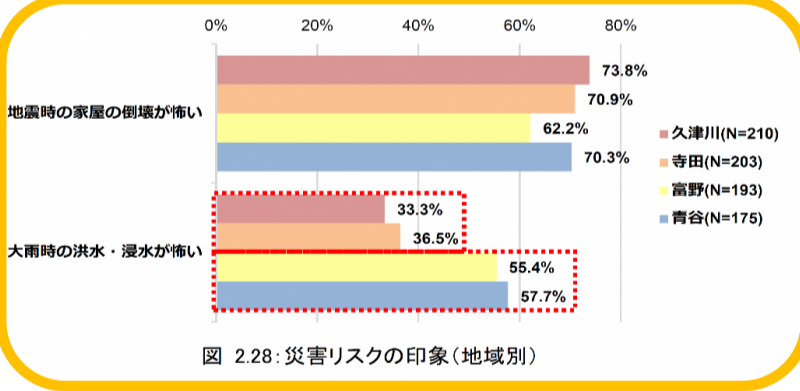
【都市計画マスタープラン】

頁	項目	修正内容	修正前	修正後
44	土地利用方針図	(都) 新青谷線西側の土地利用検討ゾーンの区域の精査を行い、地形地物に合わせて区域を修正※その他関連する図面も修正		
53	4.5防災に関するまちづくり方針 ①防災機能	中央防災会議が策定した防災基本計画にて、「地方公共団体は、復興事前準備の取り組みに努めるもの」と定められたため、復興事前準備に関する文言を追加	○災害発生後、速やかに救援・復旧活動が行えるよう、市内における緊急輸送道路*の指定に関して検討を行うほか、防災機能を有する幹線道路の整備を推進します。	○災害発生後、速やかに救援・復旧活動が行えるよう、市内における緊急輸送道路*の指定に関して検討を行うほか、防災機能を有する幹線道路の整備や復興事前準備に向けた取組などを推進します。
55	防災に関するまちづくり方針図	(都) 東部丘陵線からスマートICまでの区間も緊急輸送道路に指定されているため、表記を追加※その他関連する図面も修正		

【立地適正化計画】

頁	項目	修正内容	修正前	修正後																																																
5	2.1城陽市の現状分析 1) 人口 (1) 人口・世帯数	図2.1に令和7年以降のデータに関する注記を追加※都市マスも同様に追加	資料：国勢調査（令和2年まで）、国立社会保障・人口問題研究所（令和7年以降）	資料：国勢調査（令和2年まで）、国立社会保障・人口問題研究所（令和7年以降） ※令和7年度以降は国立社会保障・人口問題研究所のデータ（令和5年12月公表）に基づく推計値																																																
12	2.4 城陽市の現状をふまえた課題と重点課題	就業者数の減少を示す資料を追加	(未記載)	<p>4) 産業</p> <p>■ 総就業者数は平成7年以降減少傾向にあり、いずれの産業も就業者数は減少しています。</p> <table border="1"> <caption>図 2.11: 城陽市の就業者数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>第1次産業</th> <th>第2次産業</th> <th>第3次産業</th> <th>分類不能</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成2年</td> <td>246</td> <td>15,193</td> <td>23,258</td> <td>724</td> <td>39,421</td> </tr> <tr> <td>平成7年</td> <td>433</td> <td>14,855</td> <td>26,385</td> <td>791</td> <td>42,464</td> </tr> <tr> <td>平成12年</td> <td>736</td> <td>13,913</td> <td>26,449</td> <td>661</td> <td>41,659</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>1,155</td> <td>13,184</td> <td>25,607</td> <td>650</td> <td>38,596</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>1,285</td> <td>9,617</td> <td>24,100</td> <td>575</td> <td>36,667</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>1,085</td> <td>8,876</td> <td>23,127</td> <td>586</td> <td>34,404</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>1,361</td> <td>7,904</td> <td>22,261</td> <td>573</td> <td>32,099</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：市統計書</p>	年度	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	合計	平成2年	246	15,193	23,258	724	39,421	平成7年	433	14,855	26,385	791	42,464	平成12年	736	13,913	26,449	661	41,659	平成17年	1,155	13,184	25,607	650	38,596	平成22年	1,285	9,617	24,100	575	36,667	平成27年	1,085	8,876	23,127	586	34,404	令和2年	1,361	7,904	22,261	573	32,099
年度	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	合計																																															
平成2年	246	15,193	23,258	724	39,421																																															
平成7年	433	14,855	26,385	791	42,464																																															
平成12年	736	13,913	26,449	661	41,659																																															
平成17年	1,155	13,184	25,607	650	38,596																																															
平成22年	1,285	9,617	24,100	575	36,667																																															
平成27年	1,085	8,876	23,127	586	34,404																																															
令和2年	1,361	7,904	22,261	573	32,099																																															

【立地適正化計画】

頁	項目	修正内容	修正前	修正後
23	2.2 市民のまちづくりに対する意識 (4) 防災・減災	災害リスクの印象について、地域性などの分析を追加※都市マスも同様に追加	<p>災害リスクについて、どの地域も「地震時の家屋の倒壊が怖い」が最も高く、次いで「大雨時の洪水・浸水が怖い」が高い傾向にあります。</p>  <p>図 2.27: 災害リスクの印象(市全域)</p>	<p>災害リスクについて、どの地域も「地震時の家屋の倒壊が怖い」が最も高く、次いで「大雨時の洪水・浸水が怖い」が高い傾向にあります。</p> <p><u>項目別に地域間で災害リスクの印象を比較すると、「地震時の家屋の倒壊が怖い」と感じる割合は、いずれの地域でも約6～7割と同程度です。一方、「大雨時の洪水・浸水が怖い」と感じる割合は、木津川や青谷川等の周辺に宅地が形成されている富野・青谷で約6割である一方、これらの河川から比較的離れた場所に宅地が形成されている久津川・寺田では4割以下と、地域間で傾向に差が見られます。</u></p>  <p>図 2.28: 災害リスクの印象(地域別)</p>
26	2.3 城陽市のまちづくりを考えるワークショップ 1) 開催概要	ワークショップ参加者の属性を追加 ※都市マスも同様に追加	開催日時：令和6年11月30日（土）13:30～16:30 開催場所：城陽市立福祉センター 1階ホール	開催日時：令和6年11月30日（土）13:30～16:30 開催場所：城陽市立福祉センター 1階ホール <u>参加者：15名（一般公募市民、大学生（官学連携による協力参加））</u>

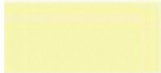







【立地適正化計画】

頁	項目	修正内容	修正前	修正後
34	4.2 居住誘導区域の設定方針 2-4 公共交通ネットワークが確保されている範囲を抽出	文言整理	公共交通徒歩圏域（鉄道駅1 km以内、バス停300m以内）を抽出	公共交通徒歩圏域（鉄道駅1 km以内 <u>または</u> バス停300m以内）を抽出
38	5.2 都市機能誘導区域の設定方針 2-4 人流データから人の動きが集中している範囲を抽出	「ポイントデータ」に関する説明等を追加	市内で人流データ（ポイントデータ）のログが集中している範囲を抽出	市内で人流データ（ポイントデータ） <u>*の記録が集中している範囲を抽出</u>  <u>※人流データ（ポイントデータ）とは、携帯アプリなどの位置情報を基に、人がいつどこに何人いるのかを数値化したデータ</u> <u>本計画においては、下記条件等により該当範囲を抽出</u> <u>使用データ：株式会社ログウォッチャーが提供する人流データ（ポイントデータ）</u> <u>抽出範囲：城陽市内全域</u> <u>抽出期間：令和5年10月1日～10月31日</u> <u>抽出条件：125mメッシュ単位でデータ整理</u>
43	5.4 誘導施設設定の考え方	文言整理	なお、拠点に限らず市民の日常生活に必要な施設や、敷地規模などを勘案して地域生活拠点に誘導すべきではない施設は、誘導施設に位置づけられないものとします。	なお、 <u>日常的に利用する施設や、市内にバランスよく配置することが望ましいと考えられる施設などについては拠点に限らず市民の日常生活に必要な施設や、敷地規模などを勘案して地域生活拠点に誘導すべきではない施設は、誘導施設に位置づけられないものとします。</u>

【立地適正化計画】

頁	項目	修正内容	修正前	修正後																																																																																																																																																																																																																																							
44	5.5 誘導施設の設定	届出の対象となる各施設の定義を追記	<p>表 5-2 誘導施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">誘導施設</th> <th colspan="5">都市機能誘導区域</th> </tr> <tr> <th>城陽・寺田</th> <th>久津川</th> <th>富野荘</th> <th>長池</th> <th>青谷</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政・金融機能</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市役所</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>男女共同参画支援センター</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>銀行・信用金庫・郵便局</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>産業・文化機能</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>延床面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の大型複合商業施設<sup>※2</sup></td> <td></td> <td>☆</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延床面積 500 m<sup>2</sup>以上のスーパー</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>産業会館</td> <td>☆</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域交流スペース<sup>※3</sup></td> <td>☆</td> <td></td> <td></td> <td>☆</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療・福祉機能</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>病床数 20 床以上の病院<sup>※4</sup></td> <td>☆</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>休日急病診療所</td> <td>☆</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>診療所（産婦人科）<sup>※5</sup></td> <td>☆</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健センター</td> <td>☆</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>子育て・教育機能</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>こども家庭センター</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1-「○」既に区域内に存在する施設、「☆」将来誘導を図る施設          ※2-大型小売店舗：大規模小売店舗立地法第5条の規定による届出対象となる店舗          ※3-地域交流スペース：都市拠点形成支援施設整備事業に基づく高次都市施設として整備される施設          ※4-病院：医療法第1条の5第1項に規定する施設          ※5-診療所（産婦人科）：医療法第1条の5第2項に規定する施設のうち、診療科を産婦人科とするもの</p>	誘導施設	都市機能誘導区域					城陽・寺田	久津川	富野荘	長池	青谷	行政・金融機能						市役所	○					男女共同参画支援センター	○					銀行・信用金庫・郵便局	○	○	○	○	○	産業・文化機能						延床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上の大型複合商業施設 <sup>※2</sup>		☆		○		延床面積 500 m <sup>2</sup> 以上のスーパー	○	○	○		○	産業会館	☆					地域交流スペース <sup>※3</sup>	☆			☆		医療・福祉機能						病床数 20 床以上の病院 <sup>※4</sup>	☆					休日急病診療所	☆					診療所（産婦人科） <sup>※5</sup>	☆					保健センター	☆					子育て・教育機能						こども家庭センター	○					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">誘導施設</th> <th rowspan="2">定義</th> <th colspan="5">都市機能誘導区域</th> </tr> <tr> <th>城陽・寺田</th> <th>久津川</th> <th>富野荘</th> <th>長池</th> <th>青谷</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政・金融機能</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市役所</td> <td>・地方自治法第4条第1項に規定する事務所</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>男女共同参画支援センター</td> <td>・城陽市男女共同参画支援センターの設置及び管理に関する条例第1条に基づき設置する施設</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>銀行等</td> <td>・銀行法第2条第1項に規定する銀行 ・信用金庫法第4条に基づき内閣総理大臣の免許を受けて金庫の事業を行う信用金庫 ・日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する郵便局 ・農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号に規定する事業を行う農業協同組合</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>産業・文化機能</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大型複合商業施設</td> <td>・城陽市特定大規模小売店舗制限地区建築条例第3条各号のいずれにも該当する建築物※ ・※以外の、主に生鮮食料や日用雑貨など多数の品種を扱う店舗</td> <td></td> <td>☆</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延床面積 500 m<sup>2</sup>以上のスーパー</td> <td>・※以外の、主に生鮮食料や日用雑貨など多数の品種を扱う店舗</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>産業会館</td> <td>・城陽市産業会館の設置及び管理に関する条例第1条に基づき設置する施設</td> <td>☆</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域交流スペース</td> <td>・都市拠点形成支援施設整備事業に基づく高次都市施設として整備される施設</td> <td>☆</td> <td></td> <td></td> <td>☆</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療・福祉機能</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>・医療法第1条の5第1項に規定する病院</td> <td>☆</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>休日急病診療所</td> <td>・城陽市休日急病診療所条例第1条に基づき設置する施設</td> <td>☆</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>診療所（産婦人科）</td> <td>・医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち、診療科名を産婦人科とするもの</td> <td>☆</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健センター</td> <td>・城陽市保健センターの設置及び管理に関する条例第1条に基づき設置する施設</td> <td>☆</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>子育て・教育機能</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>こども家庭センター</td> <td>・城陽市こども家庭センター設置運営条例第6条に基づく業務を行うための施設</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	誘導施設	定義	都市機能誘導区域					城陽・寺田	久津川	富野荘	長池	青谷	行政・金融機能							市役所	・地方自治法第4条第1項に規定する事務所	○					男女共同参画支援センター	・城陽市男女共同参画支援センターの設置及び管理に関する条例第1条に基づき設置する施設	○					銀行等	・銀行法第2条第1項に規定する銀行 ・信用金庫法第4条に基づき内閣総理大臣の免許を受けて金庫の事業を行う信用金庫 ・日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する郵便局 ・農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号に規定する事業を行う農業協同組合	○	○	○	○	○	産業・文化機能							大型複合商業施設	・城陽市特定大規模小売店舗制限地区建築条例第3条各号のいずれにも該当する建築物※ ・※以外の、主に生鮮食料や日用雑貨など多数の品種を扱う店舗		☆		○		延床面積 500 m <sup>2</sup> 以上のスーパー	・※以外の、主に生鮮食料や日用雑貨など多数の品種を扱う店舗	○	○	○		○	産業会館	・城陽市産業会館の設置及び管理に関する条例第1条に基づき設置する施設	☆					地域交流スペース	・都市拠点形成支援施設整備事業に基づく高次都市施設として整備される施設	☆			☆		医療・福祉機能							病院	・医療法第1条の5第1項に規定する病院	☆					休日急病診療所	・城陽市休日急病診療所条例第1条に基づき設置する施設	☆					診療所（産婦人科）	・医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち、診療科名を産婦人科とするもの	☆					保健センター	・城陽市保健センターの設置及び管理に関する条例第1条に基づき設置する施設	☆					子育て・教育機能							こども家庭センター	・城陽市こども家庭センター設置運営条例第6条に基づく業務を行うための施設	○				
誘導施設	都市機能誘導区域																																																																																																																																																																																																																																										
	城陽・寺田	久津川	富野荘	長池	青谷																																																																																																																																																																																																																																						
行政・金融機能																																																																																																																																																																																																																																											
市役所	○																																																																																																																																																																																																																																										
男女共同参画支援センター	○																																																																																																																																																																																																																																										
銀行・信用金庫・郵便局	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																						
産業・文化機能																																																																																																																																																																																																																																											
延床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上の大型複合商業施設 <sup>※2</sup>		☆		○																																																																																																																																																																																																																																							
延床面積 500 m <sup>2</sup> 以上のスーパー	○	○	○		○																																																																																																																																																																																																																																						
産業会館	☆																																																																																																																																																																																																																																										
地域交流スペース <sup>※3</sup>	☆			☆																																																																																																																																																																																																																																							
医療・福祉機能																																																																																																																																																																																																																																											
病床数 20 床以上の病院 <sup>※4</sup>	☆																																																																																																																																																																																																																																										
休日急病診療所	☆																																																																																																																																																																																																																																										
診療所（産婦人科） <sup>※5</sup>	☆																																																																																																																																																																																																																																										
保健センター	☆																																																																																																																																																																																																																																										
子育て・教育機能																																																																																																																																																																																																																																											
こども家庭センター	○																																																																																																																																																																																																																																										
誘導施設	定義	都市機能誘導区域																																																																																																																																																																																																																																									
		城陽・寺田	久津川	富野荘	長池	青谷																																																																																																																																																																																																																																					
行政・金融機能																																																																																																																																																																																																																																											
市役所	・地方自治法第4条第1項に規定する事務所	○																																																																																																																																																																																																																																									
男女共同参画支援センター	・城陽市男女共同参画支援センターの設置及び管理に関する条例第1条に基づき設置する施設	○																																																																																																																																																																																																																																									
銀行等	・銀行法第2条第1項に規定する銀行 ・信用金庫法第4条に基づき内閣総理大臣の免許を受けて金庫の事業を行う信用金庫 ・日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する郵便局 ・農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号に規定する事業を行う農業協同組合	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																					
産業・文化機能																																																																																																																																																																																																																																											
大型複合商業施設	・城陽市特定大規模小売店舗制限地区建築条例第3条各号のいずれにも該当する建築物※ ・※以外の、主に生鮮食料や日用雑貨など多数の品種を扱う店舗		☆		○																																																																																																																																																																																																																																						
延床面積 500 m <sup>2</sup> 以上のスーパー	・※以外の、主に生鮮食料や日用雑貨など多数の品種を扱う店舗	○	○	○		○																																																																																																																																																																																																																																					
産業会館	・城陽市産業会館の設置及び管理に関する条例第1条に基づき設置する施設	☆																																																																																																																																																																																																																																									
地域交流スペース	・都市拠点形成支援施設整備事業に基づく高次都市施設として整備される施設	☆			☆																																																																																																																																																																																																																																						
医療・福祉機能																																																																																																																																																																																																																																											
病院	・医療法第1条の5第1項に規定する病院	☆																																																																																																																																																																																																																																									
休日急病診療所	・城陽市休日急病診療所条例第1条に基づき設置する施設	☆																																																																																																																																																																																																																																									
診療所（産婦人科）	・医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち、診療科名を産婦人科とするもの	☆																																																																																																																																																																																																																																									
保健センター	・城陽市保健センターの設置及び管理に関する条例第1条に基づき設置する施設	☆																																																																																																																																																																																																																																									
子育て・教育機能																																																																																																																																																																																																																																											
こども家庭センター	・城陽市こども家庭センター設置運営条例第6条に基づく業務を行うための施設	○																																																																																																																																																																																																																																									
51	7.2 災害ハザード情報の整理 1) 対象となる災害ハザード情報	計画規模の降雨による浸水に関する説明を追加	(未記載)	<p>「計画規模」の初出箇所P34に「*」を付して、用語一覧に下記内容を追加</p> <p><u>計画規模（の降雨による浸水深） 年超過確率（毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率）が1/150程度の大雨により発生し得る洪水を想定し、河川（本計画においては木津川）が氾濫した場合に浸水が及ぶ深さを示したものを。</u></p>																																																																																																																																																																																																																																							
51	7.2 災害ハザード情報の整理 1) 対象となる災害ハザード情報	文言整理	避難場所	避難施設場所																																																																																																																																																																																																																																							

【立地適正化計画】

頁	項目	修正内容	修正前	修正後
54	7.3 重ね合わせの分析 2) 洪水災害におけるリスク分析	凡例の統一	<p>浸水深（計画規模）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li> 3m未満</li> <li> 3m以上</li> <li> 市街化区域</li> </ul>	<p>浸水深（計画規模）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li> 0.5m未満</li> <li> 0.5~3.0m未満</li> <li> 3.0~5.0m未満</li> <li> 5.0~10.0m未満</li> <li> 市街化区域</li> </ul> <p>上記凡例が混在していたため、左側の凡例に統一 ※図7.3については、図の色彩に合わせて、凡例の色彩などを調整</p>